

令和元年10月1日から、分担金にかかる消費税が10%になりました。
設計審査手数料、工事検査手数料は非課税のため変更はありません。

分 担 金

さいたま市水道局

水道メーター口径	金 額 (1 給 水 装 置 に つ き)		
	税抜金額	消 費 税	税込金額
13 ミリメートル	80,000 円	8,000 円	88,000 円
20 ミリメートル	100,000 円	10,000 円	110,000 円
25 ミリメートル	500,000 円	50,000 円	550,000 円
40 ミリメートル	1,230,000 円	123,000 円	1,353,000 円
50 ミリメートル	2,220,000 円	222,000 円	2,442,000 円
75 ミリメートル	6,190,000 円	619,000 円	6,809,000 円
100 ミリメートル	10,670,000 円	1,067,000 円	11,737,000 円
150 ミリメートル	34,200,000 円	3,420,000 円	37,620,000 円
200 ミリメートル	82,200,000 円	8,220,000 円	90,420,000 円
250 ミリメートル以上	82,200,000円に管理者が別に定めた額を加えた額		

- 水道メーター口径が増径となる時の分担金は、新口径と旧口径にかかる分担金の差額
- 上記にかかわらず、共同住宅用にかかる分担金は、100,000円に100分の110を乗じて得た額に室数を乗じた額
- ※ さいたま市給水条例第9条に基づきます。
- 給水装置の新設工事及び水道メーターの増径となる改造工事の申込書に添えて納付して頂きます。
- 分担金は納付後還付しません。(施工前に申込みを取消した場合を除く)
- 昭和49年4月30日までに設置されたメーター口径13ミリメートルから20ミリメートルに変更する場合のみ差額22,000円はかかりません。
- ※ さいたま市給水条例施行規程に基づきます。
- 一般住宅の水道メーターは、20ミリメートル以上となります。
- ※ さいたま市水道局給水装置工事施行要領に基づきます。

手 数 料

	給水装置工事設計審査手数料	給水装置工事検査手数料	合計金額
給水管口径25mm以下の工事	2,000 円	5,800 円	7,800 円
給水管口径30mm以上の工事	3,200 円	9,600 円	12,800 円

- ※ さいたま市給水条例第39条に基づきます。